

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に
当たるときは、
翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則の一部を改正する規則（職員厚生課）
- ◇公 告 平成七年度前期技能検定の実施（労政・能力開発課）
平成七年度技能検定（基礎一級及び基礎二級）の実施（シ）
- ◇雑 報 第二種大規模小売店舗に係る変更勧告の内容についての意見の聴取（中小企業課）

規 則

鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四号

鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則の一部を改正する規則

鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則（昭和四十三年二月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 出

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、平成七年度前期の技能検定を次のとおり実施する。

平成7年3月1日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 検定を実施する職種

金属プレス加工、防水施工、サッシ施工、塗装、布はく縫製、プラスチック成形、
とび、機械加工、鉄工、めつき、建設機械整備、内装仕上げ施工、電子機器組立て、
婦人子供服製造、紳士服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、広告美術
仕上げ、和裁、園芸装飾、造園、放電加工、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造
・整備、製版、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、建築板金、フラワー装飾、
路面標示施工、塗料調色及び産業洗浄

2 検定の等級

1の職種のうち、造園及び園芸装飾については1級、2級及び3級に区分して、和裁については3級として、路面標示施工、塗料調色及び産業洗浄については等級を区分しない、その他の検定職種については1級及び2級に区分して行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成7年6月9日(金)から同年9月10日(日)までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成7年5月31日(水)に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

| 検 定 職 種 | 実 施 期 日 |
|--|--------------|
| 金属プレス加工、布はく縫製、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装及び産業洗浄 | 平成7年8月27日(日) |
| 機械加工、鉄工、めつき、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工及び広告美術仕上げ | 平成7年9月3日(日) |
| 園芸装飾、造園、放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、製版、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾、路面標示施工及び塗料調色 | 平成7年9月10日(日) |

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市富安二丁目159久本ビル5階

鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成7年4月3日(月)から同月14日(金)まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、80円切手をはったもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格のある者は、1に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。

6 受検手数料等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

手 数 料

検定職種 13,800円

園芸装飾 13,000円

造 園 13,800円

機械加工 13,800円

放電加工 13,800円

金属プレス加工 12,000円

鉄 工 12,000円

| | | | |
|-----------|---------|---|---------|
| 建築板金 | 13,800円 | 路面標示施工 | 13,800円 |
| めつき | 13,800円 | 塗料調色 | 12,000円 |
| 仕上げ | 13,800円 | 広告美術仕上げ | 13,800円 |
| 電子機器組立て | 13,800円 | 産業洗浄 | 13,800円 |
| 電気機器組立て | 13,800円 | フラー装飾 | 13,800円 |
| 鉄道車両製造・整備 | 13,800円 | | |
| 建設機械整備 | 12,000円 | 1 学科試験の受検手数料 | |
| 婦人子供服製造 | 10,000円 | 2,600円 | |
| 紳士服製造 | 12,000円 | (2) 納付方法 | |
| 和裁 | 9,000円 | (1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。 | |
| 布はく縫製 | 13,800円 | (3) その他 | |
| 家具製作 | 13,800円 | 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。 | |
| 建具製作 | 13,800円 | 7 合格者の発表等 | |
| 製版 | 13,800円 | (1) 合格通知 | |
| 印刷 | 13,800円 | 実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成7年10月5日(木)に書面で通知する。 | |
| プラスチック成形 | 13,800円 | (2) 技能検定合格者の氏名は、平成7年10月6日(金)の鳥取県公報で公示する。 | |
| 石材施工 | 13,800円 | 8 その他 | |
| とび | 13,000円 | 技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部労政・能力開発課(電話0857-26-7231)又は鳥取県職業能力開発協会(電話0857-22-3494)に問い合わせること。 | |
| 左官 | 12,000円 | | |
| タイル張り | 12,000円 | | |
| 畳製作 | 13,800円 | | |
| 防水施工 | 13,800円 | | |
| 内装仕上げ施工 | 13,800円 | | |
| 熱絶縁施工 | 13,800円 | | |
| サッシ施工 | 13,800円 | | |
| 表装 | 13,800円 | | |
| 塗装 | 12,000円 | | |

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、平成7年度技能検定（基礎1級及び基礎2級）を次のとおり実施する。

平成7年3月1日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 検定を実施する職種

ざく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、アルミニウム陽極酸化処理、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 検定の等級

この技能検定は、上記の検定職種について基礎1級及び基礎2級に区分して実施する。

3 検定の方法

この技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日及び実施場所等

- (1) 実技試験
- ア 実施期日

平成7年4月1日（土）から平成8年3月31日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者あて送付する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

平成7年4月1日（土）から平成8年3月31日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市富安二丁目159久本ビル5階

鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

随時受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会にて交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、80円切手をはったもの）を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書き

すること。

6 受検手数料等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

| 検定職種 | 手数料 |
|--------------|---------|
| さく井 | 13,800円 |
| 鑄造 | 13,800円 |
| 鍛造 | 13,800円 |
| 機械加工 | 13,800円 |
| 金属プレス加工 | 12,000円 |
| 鉄工 | 12,000円 |
| 建築板金 | 13,800円 |
| 工場板金 | 13,800円 |
| アルミニウム陽極酸化処理 | 13,800円 |
| めつき | 13,800円 |
| 仕上げ | 13,800円 |
| 機械検査 | 10,000円 |
| ダイカスト | 12,000円 |
| 機械保全 | 13,800円 |
| 電子機器組立て | 13,800円 |
| 電気機器組立て | 13,800円 |
| 冷凍空気調和機器施工 | 13,000円 |
| 染色 | 13,000円 |
| ニット製品製造 | 13,800円 |
| 婦人子供服製造 | 10,000円 |
| 紳士服製造 | 12,000円 |
| 帆布製品製造 | 13,800円 |

| | |
|-----------------|---------|
| 布はく縫製 | 13,800円 |
| 家具製作 | 13,800円 |
| 建具製作 | 13,800円 |
| 印刷 | 13,800円 |
| 製本 | 13,800円 |
| プラスチック成形 | 13,800円 |
| 強化プラスチック成形 | 13,800円 |
| 石材施工 | 13,800円 |
| ハム・ソーセージ・ベーコン製造 | 13,000円 |
| 水産練り製品製造 | 13,800円 |
| 建築大工 | 12,000円 |
| かわらぶき | 13,800円 |
| とび | 13,000円 |
| 左官 | 12,000円 |
| タイル張り | 12,000円 |
| 配管 | 12,000円 |
| 型枠施工 | 13,800円 |
| 鉄筋施工 | 12,000円 |
| コンクリート圧送施工 | 13,000円 |
| 防水施工 | 13,800円 |
| 内装仕上げ施工 | 13,800円 |
| 熱絶縁施工 | 13,800円 |
| サッシ施工 | 13,800円 |
| ウエルポイント施工 | 13,800円 |
| 塗装 | 13,800円 |
| 塗装 | 12,000円 |
| 工業包装 | 13,000円 |

| | |
|---|--|
| <p>1 学科試験の受検手数料 2,600円</p> <p>(2) 納付方法 (1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。</p> <p>7 合格者の発表等</p> <p>(1) 合格通知 実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が書面で通知する。</p> <p>(2) 合格証書の交付 この技能検定の合格者には、鳥取県知事名の合格証書が交付される。</p> <p>8 その他 この技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能の認定に活用するものである。なお、不明な点については、鳥取県商工労働部労政・能力開発課（電話0857-26-7231）又は鳥取県職業能力開発協会（電話0857-22-3494）に問い合わせること。</p> | <p>平成7年3月1日</p> <p>鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 篤 篤</p> <p>1 変更勧告に従わない第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 丸合中山店 西伯郡中山町赤坂348-2</p> <p>2 従わないこととされた変更勧告の内容 届出に係る閉店時刻（午後10時）を午後9時以前とすること。 届出に係る休業日数（年3日）を年15日以上とすること。</p> |
| <p>雑 報</p> <p>大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第9条第4項において準用する同法第8条第2項において準用する同法第7条第2項の規定により、次の第2種大規模小売店舗に係る変更勧告の内容について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成7年3月15日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。</p> | <p>発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県</p> <p>【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】</p> |